

別紙

諮問第704号、第724号

答 申

1 審査会の結論

「〇年〇月から〇年〇月までのケース記録のうち、請求者の家庭の状況に関する情報で、請求者に関する情報」外1件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月から〇年〇月までのケース記録のうち、請求者の家庭の状況に関する情報で、請求者に関する情報」及び「〇〇の〇年〇月から〇年〇月にかけてのケース記録のうち、〇〇に関する情報全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成30年10月5日付け及び平成31年1月4日付けで行ったそれぞれの一部開示決定（以下併せて「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定における非開示情報は、条例16条2号、4号あるいは6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年2月22日及び令和元年5月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成31年4月26日及び令和2年10月8日に実施機関から理由説明書を、同年12月7日に審査請求人から意見書を收受し、同年11月19日（第207回第二部会）から令和3年1月29日（第209回第二部会）まで、3回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

諮問第704号及び第724号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

### イ ケース記録について

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）58条において、指定療養介護事業者が指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならないとされている。

また、同条例54条において、サービス管理責任者は療養介護計画を作成し、作成後は実施状況の把握を行うとともに、療養介護計画を見直すことが規定されており、実施状況の把握に当たっては、利用者及び家族等との連絡を継続的に行うとともに、定期的に当該利用者に面接し、記録をすることとされている。

これらの記録がケース記録に当たり、実施機関においては、サービス管理責任者である医療福祉相談担当職員がケース記録を作成している。

### ウ 本件対象保有個人情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、「〇年〇月から〇年〇月までのケース記録のうち、請求者の家庭の状況に関する情報で、請求者に関する情報」及び「〇〇の〇年〇月から〇年〇月にかけてのケース記録のうち、〇〇に関する情報全て」（以下併せて「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち氏名及び特定の個人の状況に関する情報を条例16条2号に、法人印を同条4号に、相談業務の詳細に係る情報を同条6号にそれぞれ該当するとして、当該各情報を非開示とする一部開示決定を行っ

た。

#### エ 審査会の審議事項について

審査請求人は反論書及び意見書において、法人印については争わない旨を記載していることから、審査会は、非開示情報のうち法人印以外の非開示情報（以下「本件非開示情報」という。）の非開示妥当性を判断する。

#### オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関の説明によると、実施機関が行う相談業務は、施設利用者の家族等の意向も踏まえつつ、施設利用者に対する療養介護サービスが利用者本位のものとなることを目的に実施しているものであり、施設利用者の入所中の生活状況や体調の変化、医療の提供状況等を適宜情報提供するとともに、家族等からの質問や要望などについて随時相談を受け、サービス改善に努めているとのことである。また、ケース記録の内容は、サービス管理責任者が、施設利用者のサービス提供に関して行う、施設利用者本人及び家族、関係機関、施設関係職員との相談、連絡、報告等の記録全てであるとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報には、相談業務に関する実施機関の評価、判断等その事務の過程若しくは相談業務に係る基準に関する情報及び当該相談業務を担当する実施機関の職員と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が、全般にわたり、極めて詳細に記載されていることが確認できた。

したがって、これらの情報が開示されることとなると、今後、ケース記録を作成するに当たり、実施機関の職員が単なる事実以外の記載をすることに消極的になる可能性を否定できず、その記載内容が形骸化するおそれがあるとともに、関係者及び関係機関からの信頼を損ない、今後、相談業務において協力が得られなくなる懸念され、これらのことにより、実施機関における相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件非開示情報は、いずれも条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これ

らはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子